

# 外断熱建築認証制度要綱

2009 年版

2009 年 11 月 1 日

特定非営利活動法人 外断熱推進会議

## 外断熱建築認証制度要綱

(目的)

第1条 外断熱建築を採用した建築物の温熱性能の的確性を確認することにより、その適正な運用と普及を図ることです。

(対象建築物)

第2条 対象建築物は、鉄筋コンクリート造・鉄筋鉄骨コンクリート造・組積造の新築建築物で、用途は戸建住宅および共同住宅とします。

(申請に必要な事項の公表)

第3条 特定非営利活動法人 外断熱推進会議（以下「当法人」という。）は、あらかじめ申請に必要な事項を定め公表します。

(申請)

第4条 外断熱を採用した建築物の温熱性能の的確性に関する認証（以下「認証」という。）を受けようとする方（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書（様式1）および審査資料等を当法人・事務局宛に提出してください。

- (1) 申請者の氏名および住所
- (2) 建築物の名称、用途および建設地
- (3) 建築物の概要
- (4) 外断熱建築に関する資料
- (5) その他当法人が認証を行うために必要と認める事項を記載した書類

2 前項の審査資料等については別に定めます。

3 申請者は、別に定める認証に要する費用を当法人に納入してください。

(評価)

第5条 当法人は、前条による認証の申請があった場合には、当法人が委嘱した当法人の会員等で構成される「技術・認証委員会」の認証審査会（以下「審査会」という。）が認証を行います。

(認証基準)

第6条 認証基準は、当法人が推奨する「外断熱建築推奨基準（2008）」に基づいた評価基準（別紙2-4-1～5の外断熱推進会議基準[R値]）とします。

(評価書の交付および公表)

第7条 当法人は、前条による認証を行ったときは認証書（様式2）を交付し、その旨を公表します。

(表示)

第8条 認証を受けた方は、認証を受けた建築物等にその旨を表示することができることとします。

(変更の届出等)

第9条 認証を受けた方は、第4条第1項に掲げる事項の変更(軽微な変更を除く)および第6条の認証基準に関わる変更をしようとする場合は、次項の規定を除き、あらかじめその旨を当法人に届けてください。

2 第4条第1項に掲げる事項の変更が評価に影響をおよぼす場合には、改めて審査を受けてください。この場合の手続き等については、第4条から第8条までの規定を準用します。

(評価の取消)

第10条 当法人は、認証を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その認証を取り消すことができることとします。

- (1) 認証の取消を申請した場合
- (2) 改築等により、当該建築物の全部もしくは一部が除却された場合
- (3) 偽りその他の不正な手段により認証を受けたことが判明した場合
- (4) 申請事項の変更の届出を怠った場合
- (5) 正当な理由がなく、報告および資料の提供または現地調査を拒否した場合
- (6) 申請と異なる建築物について当該認証を受けた建築物と偽り、または誤解するような行為を行うなど、当法人の認証業務に対して不誠実な行為をした場合

2 前項の(3)から(6)により認証を取り消すときは、当法人は審査会の意見を聴いた上で決定します。

3 当法人は、認証を取り消したときは、認証を受けた方に対し、認証を取り消した理由を付してその旨を通知するとともに、速やかに公表します。

(損害賠償)

第11条 当該建築物の認証に関連する損害を第三者が受けた場合には、申請者がその責任を負うこととします。

(報告および調査等)

第12条 当法人は、認証した後、必要があると認める場合には、いつでも認証を受けた方に対して、報告もしくは資料の提出を求め、またはこれらの承諾を得て現地調査を行うことができることとします。

(守秘義務)

第13条 審査会の委員およびその他認証に関係した者は、その業務上知り得たことを第三者に漏らしてはならないこととします。

2 当法人は、申請者の承諾のある事項、一般に公知である事項等を公表することが支障

ないものを除き、申請者から提出された資料その他、認証に関する資料は公表しないこととします。

3 審査会は非公開とします。

(普及推進)

第14条 当法人は、外断熱建築等の普及に関して必要な措置を講ずるものとします。

(その他)

第15条 この要綱に定めるほか、本制度の事業運営上必要な事項については、別に定めます。

付則

この規程は平成21年11月1日から実施します。